

第63回

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年3月29日(水曜日)
午前10時(午前9時開場)

場所 神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」

証券コード：7936

株式会社アシックス

目 的 事 項

- 報告事項 1. 第63期事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模な買付行為への
対応方針(買収防衛策)改定の件

目 次

株主総会参考書類	5
添付書類	
事業報告	41
連結計算書類	71
計算書類	73
監査報告書	75
株主総会会場ご案内図	裏表紙



TOKYO 2020



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES



Tokyo 2020 Gold Partner (Sporting Goods)

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日ごろよりご支援を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を平成29年3月29日(水曜日)に開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長CEO

尾山 基

創業哲学

「健全な身体に健全な精神があれかしー“Anima Sana In Corpore Sano”」

アシックス の 理 念

1. スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
2. 私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
3. 健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
4. 個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

(証券コード7936)
平成29年3月8日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

代表取締役社長 C E O 尾 山 基

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年3月28日（火曜日）午後5時40分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、4頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」

※開催場所が前年とは異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第63期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

平成29年3月29日（水）
午前10時（午前9時開場）

株主総会ご欠席の場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

平成29年3月28日（火）
午後5時40分到着分まで



インターネット等による議決権行使(詳細は4頁)

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、各議案に対する賛否をご入力ください。

平成29年3月28日（火）
午後5時40分入力分まで

ご注意

1. 書面と電磁的方法（インターネット等）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしたします。
2. 電磁的方法（インターネット等）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corp.asics.com/jp/>）に掲載しておりますのでご覧ください。
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類ならびに監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corp.asics.com/jp/>）に掲載させていただきます。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corp.asics.com/jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)*から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年3月28日（火曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家の皆様へ>

機関投資家の皆様につきましては、あらかじめお申込みをされた場合に限り、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

第63期の期末配当につきましては、1株につき23円50銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

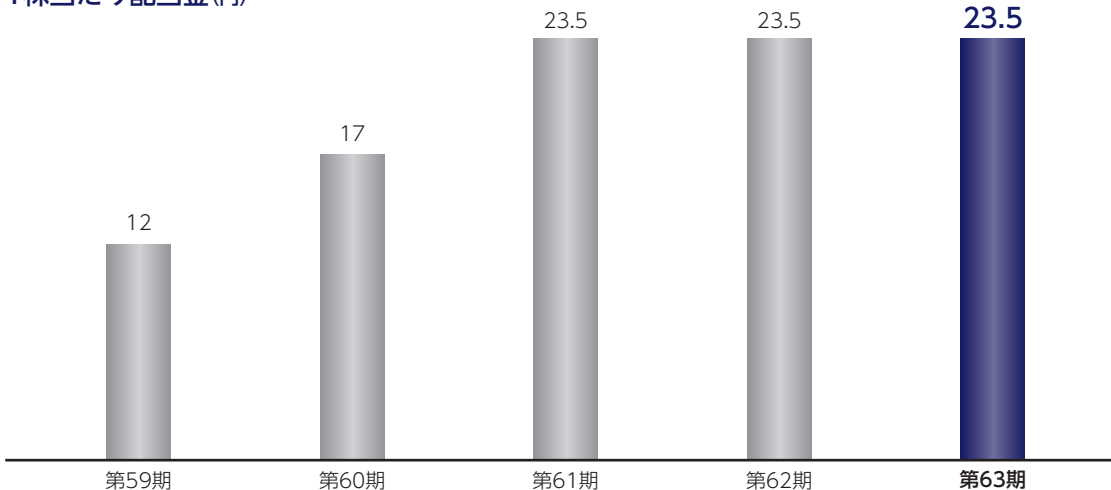
(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金23円50銭 配当総額 4,460,852,603円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月30日

1株当たり配当金(円)



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。本議案が承認されますと、取締役9名のうち、独立社外取締役は4名となります。

なお、取締役の指名について公正性および透明性を確保するため、取締役候補者全員については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

本議案における社外取締役候補者全員（4名）は、16頁から17頁までの「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同候補者全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

おやま
尾山もと
基

(昭和26年 2 月 2 日)

社内 再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年 4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社（昭和56年12月退社）
 昭和57年 1月 当社入社
 平成 9年 1月 当社第一事業本部ウォーキング事業部長
 平成13年 7月 アシックスヨーロッパB.V.代表取締役社長
 平成16年 6月 当社取締役・マーケティング統括部長
 兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役社長
 平成17年 4月 当社取締役・海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長
 兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
 平成18年 7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング統括部長
 兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
 平成19年 8月 当社常務取締役・海外担当兼経営企画室担当兼マーケティング統括部長
 兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
 平成20年 4月 当社代表取締役社長
 平成23年 4月 当社代表取締役社長CEO、現在に至る

取締役候補者とした理由

平成20年4月の代表取締役社長就任以来、当社グループのグローバル化、構造改革等に取り組んでまいりました。中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」を推進し、グローバルレベルでの事業の強化・拡大に努めております。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



在任年数

12年9カ月

所有する当社株式数

38,346株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 当社入社
平成20年 4月 アシックスヨーロッパB.V.代表取締役社長
平成22年 4月 当社執行役員・グローバル事業室長
平成24年 6月 当社取締役執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長
平成26年 4月 当社取締役常務執行役員・グローバルセールス統括室長
兼2020東京オリンピック・パラリンピック室長補佐
平成29年 1月 当社取締役常務執行役員、現在に至る

●管掌

グローバルセールス統括部

取締役候補者とした理由

セールス・マーケティング部門での豊富な経験と知識を有しており、セールス部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

**在任年数**

4年9カ月

所有する当社株式数

18,000株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

3

かとう
加藤いさお
勲

(昭和38年 2 月25日)

社内

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年 2月 当社入社
平成25年 4月 当社執行役員・グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長
平成25年 6月 当社取締役執行役員・グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長
平成28年 1月 当社取締役常務執行役員・経営企画室長
平成29年 1月 当社取締役常務執行役員、現在に至る

●管掌

グローバル経理財務統括部

取締役候補者とした理由

経理財務・経営企画部門での豊富な経験と知識を有しており、経理財務部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

**在任年数**

3年9カ月

所有する当社株式数

8,800株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 本田技研工業株式会社入社
 平成11年 4月 同社北米本部アメリカホンダモーターインコーポレーテッド副社長
 平成14年 6月 同社取締役・汎用事業本部長
 平成15年 4月 同社取締役・日本営業本部副本部長兼営業統括部長
 平成20年 4月 同社執行役員・北米本部ホンダカナダインコーポレーテッド社長
 平成22年 4月 同社常務執行役員・欧州・CIS・中近東・アフリカ担当
 平成23年 4月 同社常務執行役員・欧州・中近東・アフリカ本部長
 兼ホンダモーターヨーロッパ社長（平成26年6月退任）
 平成26年12月 当社顧問
 平成27年 4月 アシックスジャパン株式会社取締役
 平成27年10月 当社執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長
 兼アシックス販売株式会社代表取締役社長
 平成28年 3月 当社取締役執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長、現在に至る

●管掌

2020東京オリンピック・パラリンピック室、グローバルDTC統括部

●重要な兼職の状況

アシックスジャパン株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

自動車メーカーの経営者としての国内・海外事業部門での豊富な経験と知識を有しております。また、アシックスジャパン株式会社代表取締役社長ならびに2020東京オリンピック・パラリンピック室およびグローバルDTC部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



在任年数

1年

所有する当社株式数

600株

取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

5

にし わき つよ し
西 脇 剛 史

(昭和39年 2 月27日)

社 内

新 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年 4月 当社入社
平成21年 4月 当社スポーツ工学研究所機能研究部長
平成22年 4月 当社スポーツ工学研究所副所長兼機能研究部長
平成24年 4月 当社スポーツ工学研究所長
平成26年 4月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長
兼グローバルフットウエア統括部副統括部長（技術開発担当）
平成28年 1月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長
兼グローバルフットウエア開発生産統括部副統括部長（技術開発担当）
平成29年 1月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長
兼グローバルパフォーマンスランニングフットウエア統括部副統括部長
兼グローバルイーजीランニング&トレーニングフットウエア統括部副統括部長
兼グローバルコアパフォーマンススポーツフットウエア統括部副統括部長、
現在に至る

取締役候補者とした理由

研究開発・フットウエア部門での豊富な経験と知識ならびに工学博士としての知見を有しており、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行うとともに、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

**所有する当社株式数**

9,492株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年 4月 弁護士登録
 平成 2年10月 TMI総合法律事務所開設 代表パートナー（現任）
 平成23年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授（平成25年 9月退任）
 平成24年 6月 株式会社鹿児島銀行監査役（社外）（平成27年 9月退任）
 平成25年 6月 当社取締役（社外）（現任）
 平成27年10月 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）、現在に至る

●重要な兼職の状況

弁護士（TMI総合法律事務所 代表パートナー）
 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）

社外取締役候補者とした理由

国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っており、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、法律事務所の経営経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社は、同氏が代表パートナーを務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委託しておりますが、同事務所の報酬における当社の支払報酬の割合は、前事業年度において1%未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社九州フィナンシャルグループの社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。



在任年数

3年9カ月

所有する当社株式数

1,400株

取締役会への出席状況

12回／13回（92.3%）

7

かじ わら けん じ
梶 原 謙 治

(昭和24年 1 月14日)

独立社外

再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年 4月 住友商事株式会社入社
平成 6年 2月 英国住友商社会社営業第一部長
平成10年 7月 米国住友商社会社ヒューストン支店長
平成11年 4月 住友商事株式会社理事・米国住友商社会社ヒューストン支店長
平成12年 5月 同社理事・米国住友商社会社副社長兼ＣＯＯ兼事業開発部門長
平成15年 4月 同社執行役員・消費流通事業本部長
平成17年 4月 同社執行役員・ライフスタイル・リテイル事業本部長
平成18年 4月 同社常務執行役員・中部ブロック長
平成21年 4月 同社専務執行役員・中国総代表兼中国住友商事グループＣＥＯ
兼北京事務所長兼中国住友商社会社社長
平成24年 4月 同社顧問（平成27年6月退任）
平成26年 6月 当社取締役（社外）、現在に至る

社外取締役候補者とした理由

総合商社の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っており、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。



在任年数

2年9カ月

所有する当社株式数

2,200株

取締役会への出席状況

13回／13回（100％）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 平成18年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）
 常務執行役員・アジア・オセアニア地域統括役員
 平成19年 6月 同行常務執行役員・日本瑞穂実業銀行（中国）有限公司董事長・
 みずほ中国総代表
 平成20年 4月 同行常務執行役員・営業統括役員
 平成21年 4月 同行理事（平成21年4月退任）
 平成21年 5月 楽天株式会社常務執行役員
 平成22年 3月 同社取締役常務執行役員（平成23年7月退任）
 平成23年 8月 興和不動産株式会社（現新日鉄興和不動産株式会社）顧問
 （平成27年6月退任）
 平成24年 7月 株式会社コーポレートディレクション顧問（現任）
 平成25年 6月 株式会社ネクスト監査役（社外）（現任）
 平成26年 6月 当社取締役（社外）（現任）
 平成26年 6月 株式会社丸運取締役（社外）（現任）
 平成27年 6月 日本精線株式会社取締役（社外）、現在に至る

●重要な兼職の状況

株式会社ネクスト監査役（社外）
 株式会社丸運取締役（社外）
 日本精線株式会社取締役（社外）

社外取締役候補者とした理由

金融機関およびインターネットサービス業の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っており、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、株式会社ネクストの社外監査役ならびに株式会社丸運および日本精線株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから7年以上が経過しております。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。



在任年数

2年9カ月

所有する当社株式数

3,100株

取締役会への出席状況

13回／13回（100％）

9

かしわ
柏 木ひとし
齊 (昭和32年 9 月 6 日)

独立社外

再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 株式会社日本リクルートセンター
(現株式会社リクルートホールディングス) 入社
平成 6年 4月 株式会社リクルート
(現株式会社リクルートホールディングス) 財務部長
平成 9年 6月 同社取締役
平成13年 6月 同社取締役兼常務執行役員
平成15年 4月 同社代表取締役兼常務執行役員 (COO)
平成15年 6月 同社代表取締役社長兼COO
平成16年 4月 同社代表取締役社長兼CEO
平成24年 4月 同社取締役相談役 (平成26年6月退任)
平成24年12月 サントリー食品インターナショナル株式会社取締役 (社外)
(平成27年3月退任)
平成27年 8月 当社顧問
平成28年 3月 当社取締役 (社外) (現任)
平成28年 5月 株式会社松屋取締役 (社外)、現在に至る

●重要な兼職の状況
株式会社松屋取締役 (社外)

社外取締役候補者とした理由

情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っており、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社グループは、同氏が社外取締役を務める株式会社松屋に当社製品を販売しておりますが、当社の連結売上高における同社との取引金額の割合は、前事業年度において2%未満であり、同社への経済的依存が生じるものではありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。

**在任年数**

1年

所有する当社株式数

600株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 田中克郎、梶原謙治、花井健、柏木齊の4氏は、社外取締役候補者であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おおにしひろふみ
大西寛文

(昭和21年 1 月 1 日)

独立社外

再任

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和46年11月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和50年 3月 公認会計士登録
平成 5年 5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員（平成22年12月退任）
平成13年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長
平成13年 7月 日本公認会計士協会本部副会長
平成16年 7月 日本公認会計士協会本部監事
平成18年 4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授（平成27年3月退任）
平成23年 6月 積水化学工業株式会社監査役（社外）（平成27年6月退任）
平成27年 6月 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション取締役（社外）（現任）
平成28年 3月 当社補欠監査役（社外）（現任）
平成28年 6月 NCS & A株式会社監査役（社外）、現在に至る

●重要な兼職の状況

公認会計士
株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション取締役（社外）
NCS & A株式会社監査役（社外）

補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断し、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、監査法人の経営経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また、同氏は、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーションの社外取締役およびNCS & A株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行う予定であります。

責任限定契約

同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とすることを予定しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者 大西寛文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。



所有する当社株式数

0株

【ご参考】 独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外役員の資質および独立性について「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次のとおりであります。

第1条（社外役員の要件）

1. 当社の社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）の要件について、本基準により定める。
2. 社外役員の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第2条（資質に関する要件）

グローバルに事業を展開する当社グループ（当社および当社の関係会社）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第3条（独立性に関する要件）

1. 社外役員の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。
 - (1) 過去に、当社グループ（当社および当社の関係会社）の役員、会計参与または使用人でないこと。
 - (2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む）または大株主である組織の使用人等（業務執行役員、使用人等の業務執行を行う者をいう）
 - ② 当社グループが大株主である組織の使用人等
 - イ 当社グループの主要な借入先（1会計年度末時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう）または主要な借入先である組織（グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ）の使用人等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の使用人等

- エ ① 当社グループの主要な取引先（１会計年度の連結売上高の２％以上）または主要な取引先である組織の使用人等
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等
 - オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外役員としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産（１会計年度あたり1,000万円以上をいう）を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産（当該団体の１会計年度の売上高の１％以上をいう）を得る団体に所属する者
 - キ 当社グループから多額の寄付金（１会計年度あたり1,000万円以上をいう）を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者
 - ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者（当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう）
- (3) 以下の者の近親者（配偶者および２親等以内の親族をいう）でないこと。
- ア 現在または過去に、当社グループ（当社および当社の関係会社）の役員または重要な使用人である者
 - イ 前号に該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）
2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外役員としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外役員全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外役員とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

以上

第4号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件

当社は、平成19年3月16日開催の取締役会において、当社株券等の買付行為等に対する対応方針を導入したのち、これまで3回の定時株主総会の決議によるご承認を得て、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を改定・継続してまいりました。

本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するにあたり、当社は、現対応方針導入後の当社の経営環境、買収防衛策に関する議論の動向および株主の皆様のご意見などを踏まえて検討した結果、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、現対応方針の一部を改定して「当社株式の大規模な買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することについて本総会に提案することを独立社外取締役4名を含む出席取締役8名が全員一致で承認可決いたしました。

本議案について、株主の皆様のご承認が得られた場合、本総会の日から3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時まで本対応方針を継続することとなります。

本対応方針につきましては、当社監査役4名全員が賛成しております。

なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

本対応方針は、取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主の皆様のご意向がより反映される仕組みとすることを目的に、現対応方針を改定するものです。本対応方針における主な改定点は以下のとおりです。

- ① 対抗措置発動の決定機関を原則として株主総会に変更
- ② 対抗措置の発動要件の限定
- ③ 独立委員会の構成を独立社外取締役に変更
- ④ 無償割当てにおける新株予約権1個当たりの目的である株式の数を変更
- ⑤ その他所要の修正および文言の整理

【ご参考】 買収防衛策の主要項目・改定点

主要項目	該当条項	現行	改定後
独立委員会の構成	V 2. (4) 別紙 2	独立社外有識者 3 名	独立社外取締役 3 名
対抗措置発動の決定機関	V 3. (3)	原則として取締役会	原則として株主総会
対抗措置の発動要件	V 3. (3)	①東京高裁 4 類型・強圧的二段階買収（※） ②ステークホルダーとの関係が毀損され、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合 ③買付等の条件が、当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切な場合 ④大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合	①東京高裁 4 類型・強圧的二段階買収（※） ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
無償割当てにおける新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数	別紙 3 2.	当社取締役会が別途定める数	1 株
大規模買付行為	V 1. (2)	議決権割合が 20% 以上となる買付行為	改定なし
大規模買付者に求める情報提供期間	V 2. (2)	最長 60 日	
取締役会評価期間	V 2. (3)	・ 60 日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合） ・ 90 日（その他大規模買付行為の場合） ・ 延長は最長 120 日	
対抗措置の内容	V 3. (3)	新株予約権の無償割当てに限定	
導入・継続の決定機関	V 5. (1)	株主総会	
有効期間	V 5. (2)	3 年	
変更・廃止の決定機関	V 6. (4)	・ 株主総会決議により変更・廃止可能 ・ 取締役会決議により廃止可能	
大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項	別紙 3 7.	禁止	

※東京高裁 4 類型とは、後記の V 3. (3) ① (i) から (iv) ままでいい、また強圧的二段階買収とは、同②をいいます。

上記の表は、株主の皆様へのご説明のため、買収防衛策の主要項目の要約を一覧にしたものです。買収防衛策の正確な内容は、以下の本文をご参照ください。

I 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

II ASICS SPIRIT

当社は、1949年に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを維持続けてまいりました。

1977年に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

「ASICS SPIRIT」は、これらの創業哲学、アシックスの理念など、当社の企業精神を体系化したものです。

具体的な「ASICS SPIRIT」は以下のとおりです。

ASICS SPIRIT

創業哲学

「健全な身体に健全な精神があれかしー “Anima Sana In Corpore Sano”」

アシックスの理念

1. スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
2. 私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
3. 健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
4. 個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

ビジョン

Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology
スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する

バリュー

1. スポーツマンはルールを守る
2. スポーツマンはフェアプレーの精神に徹する
3. スポーツマンは絶えずベストを尽くす
4. スポーツマンはチームの勝利のために闘う
5. スポーツマンは能力を高めるために常に鍛錬する
6. スポーツマンは、「ころんだら、起きればよい。失敗しても成功するまでやればよい。」

Ⅲ 当社の強み

当社の強みは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼であると考えます。

創業者鬼塚喜八郎は、性能が優れていれば消費者は必ず受け入れてくれると確信し製品開発に取り組み、当時最も高度な技術が必要とされていたバスケットボールシューズに目を向け、あえてそれに挑戦することで技術と経験を蓄積しました。さらに「差別化」、「イノベーション」、「高付加価値」を生み出すためには、職人の勘と経験だけでなく「運動力学」や「人間工学」に基づく製品開発が重要だという考えから、1985年に「アシックススポーツ工学研究所」を設立しました。この技術へのこだわりは、現在の当社に受け継がれています。

当社は、HUMAN CENTERED DESIGN（人間中心設計）に基づいて機能性を生み出す材料設計から構造設計までの幅広い研究と設計を行っています。選手の動作の観察・分析および選手へのヒアリングなどから必要な機能を見極め、従来製品や他社製品の機能性を上回る製品を生み出します。この繰り返しで継続的な機能性の向上を確かなものとしています。

直営店においては、3次元計測器による適切なシューズ選び、ランナーの特徴を客観的に捉える能力測定、走り方のアドバイスを行うランニングイベント等、あらゆるお客様に一貫したサポートを行っています。長年の研究成果とデータ蓄積をもとに、お客様一人ひとりと向き合って対話することにより、当社製品は多くのお客様に信頼され、市民ランナーの多くに当社のランニングシューズをご愛用いただいています。

また、世界各地のスポーツイベントの支援を通して、世界のお客様からの認知と信頼を得るとともに、スポーツ市場の拡大とスポーツ文化の発展に努めております。

今後もお客様の声に耳を傾けることによって当社製品を進化させ、よりお客様に寄り添った新しい製品へと繋げてまいります。

Ⅳ 企業価値向上のための取組み状況

1. 前中期経営計画「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」の振り返り

当社は、2015年度までの前中期経営計画「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」において、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

こうした結果、売上高は4,284億円となり、AGP 2015の目標であった4,000億円を上回ることができました。またROEは、5年間平均で約10.5%となりました。当社株価についても、買収防衛策導入から現在に至るまで東証株価指数を上回るパフォーマンスとなっております。

2. 「ASICS Growth Plan（AGP）2020」について

当社は、2016年から2020年度までの中期経営計画「ASICS Growth Plan（AGP）2020」において、その最終年度である2020年度に、売上高7,500億円以上、営業利益率10%以上、ROE15%以上を目指しております。

そのため、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、当社グループ共通の7つのコア戦略：「DTCマインドへの転換」、「顧客基盤の拡大」、「一貫したブランディング」、「差別化されたイノベーションの創出」、「デジタルを通じたスポーツライフの充実」、「卓越したオペレーションの追求」、「個人とチームの成長」と、「ランニング」、「トレーニング」、「コアパフォーマンススポーツ」、「ライフスタイル」など、カテゴリーごとの戦略を遂行し、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

AGP 2020財務目標

売上高

7,500億円以上

営業利益率

10%以上

ROE

15%以上

3. コーポレートガバナンスの強化に関する取組み状況

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

当社は、「ASICS SPIRIT」と「アシックスCSR方針」に基づき、グローバルレベルでの持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。これは、複数名の独立社外取締役の導入、指名・報酬委員会の設置等のこれまでの当社の取組みおよび当社のコーポレートガバナンス体制を体系化したものです。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する2008年以降の取組みは、以下のとおりです。

コーポレートガバナンスに関するこれまでの取組み

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年～
中期経営計画		アシックス・チャレンジ・プラン 売上高目標3,000億円			アシックス・グロース・プラン (AGP) 2015 売上高目標4,000億円				ASICS Growth Plan (AGP) 2020 売上高目標7,500億円	
取締役会 の構成	社内	10名	8名	6名	8名	7名	7名	5名	4名	
	社外				2名	2名	3名	4名	4名	4名
コーポレート ガバナンスの改善		業績連動報酬								
							取締役の報酬額改定 株式報酬型ストックオプション導入			
					執行役員制度導入					
						社外取締役導入				
								独立社外取締役および独立社外監査役 に関する基準制定		
		コーポレート・ガバナンス 基本方針制定 指名・報酬委員会設置 取締役会の実効性評価								
買収防衛策 (2007年導入)		更新			更新			更新		

(2) 当社のコーポレートガバナンス体制について

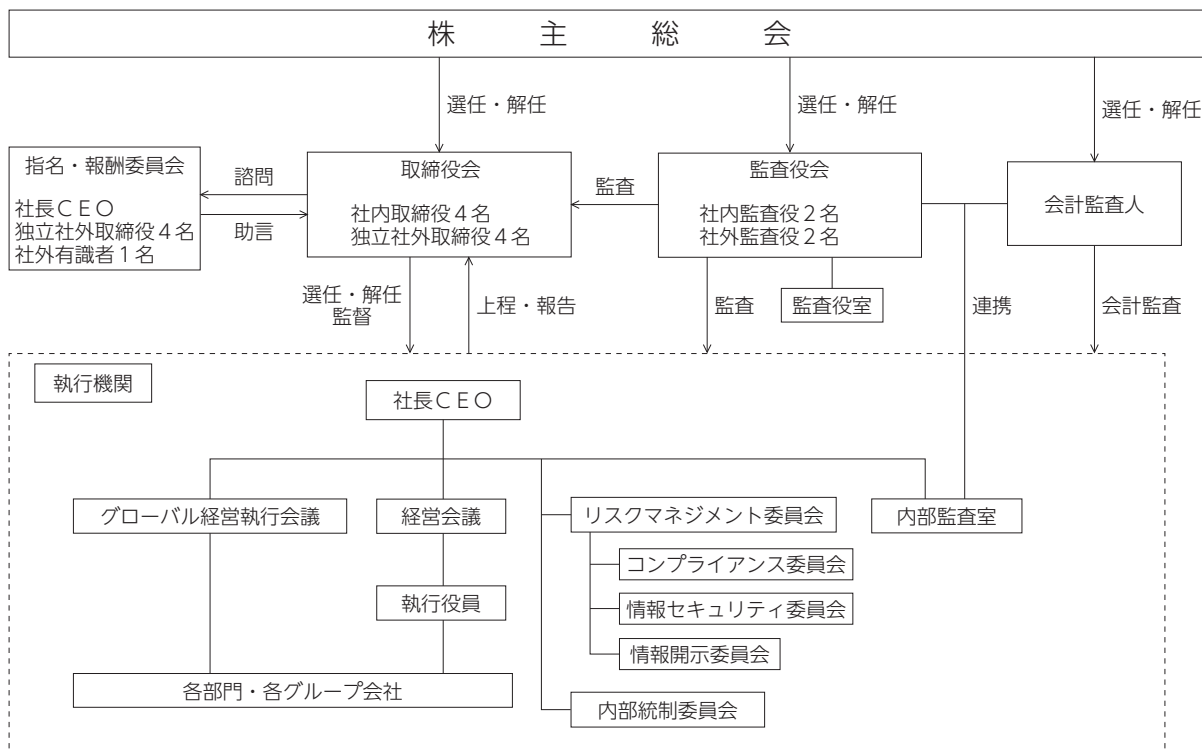
当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、4名の独立社外取締役を中心とした業務執行の監督を行っております。

独立社外取締役の資質および独立性について、適正なコーポレートガバナンスの確保のため、「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定め、その候補者を選任しております。

各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議しております。指名・報酬委員会は、4名の独立社外取締役で構成され、公正性および透明性を確保しております。

なお、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度を導入し、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図っております。



※上記役員の員数は、平成29年2月21日現在の員数を記載しております。

V 本対応方針の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 大規模買付ルールの必要性和本対応方針の目的

（1）大規模買付ルールの必要性

当社はこれまで、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼を強みとして、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。この結果、A G P 2015では、売上高目標を達成することができました。引き続き、A G P 2020においても、当社グループ共通の7つのコア戦略等を遂行し、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

一方、こうした取組みにより当社はその企業価値を高めてきたものの、当社の事業領域や現在の企業規模では、未だ被買収リスクの懸念があると考えます。また、わが国の法制度の下にあっては、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報および検討期間が確保されていないこと、市場内での買集め行為や部分的公開買付けが認められるなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大規模買付行為（後記V 1.（2）以下同じとします。）がなされる可能性は否定できない状況にあると考えます。

したがって、A G P 2020の達成に向けて邁進し、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるため、これらを毀損する可能性のある大規模買付行為に対して、最低限のルールを確保する必要があると考えます。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者（後記V 1.（2）以下同じとします。）による当社および当社グループのステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否か等を株主の皆様に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

このため、当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、後記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。そして、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現対応方針の内容を一部改定し、本対応方針として継続することといたしました。

(2) 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはその提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(2) 情報の提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載された書面で提供していただきます。具体的な手続きとしては、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役宛に、(1) 大規模買付者の名称、(2) 住所、(3) 設立準拠法、(4) 代表者の氏名、(5) 国内連絡先および(6) 提案する大規模買付行為の概要を明示したうえで、大規模買付ルールに従う旨を誓約された意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、必要に応じて情報提供の期限を定め、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、役員構成、主要株主または出資者、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付者およびそのグループの株券等保有割合ならびに株券等所有割合
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- ⑥ 大規模買付行為実行後の大規模買付者およびそのグループにおける当社の役割、当社株式の上場維持の有無、少数株主への対応方針、少数株主排除策をとる場合には対価の価額・種類を含むその内容
- ⑦ 当社および当社グループのお客様、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

大規模買付者から当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者に対して十分な本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします（以下、この期間を「情報提供期間」といいます）。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに後記（3）の取締役会による評価を開始するものとします。大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適宜適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表いたします。

なお、当社取締役会が追加的に情報提供を求めたのに対し、大規模買付者から当該情報の提供が難しいことにつき合理的な説明がある場合には、追加的に求めた情報がすべて揃わないときでも、大規模買付者との情報提供に関する交渉を終了し、次に述べる当社取締役会による評価・検討を開始することができるものとします。

（3）取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し追加的な情報提供を含む本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の終了までに、取締役会が評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案をなしえないときは、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、合理的な範囲内において取締役会評価期間を延長することができるものとしますが、その場合でも取締役会評価期間は最長120日までとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合は、延長する理由、延長期間等を開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会（後記 2.（4））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、取締役会評価期間が終了し取締役会の意見を公表するときは、当社取締役会は、大規模買付者に対し、取締役会評価期間が終了したことを通知するとともに、大規模買付行為が開始可能となったことを当社株主の皆様が知ることができるよう、その旨あわせて公表するものとします。

（4）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注 3）を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表することとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から取締役会評価期間の期間内に速やかに相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動について決議を行うものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

注 3：独立委員会とは

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないよう監視するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙 1 のとおりです。

独立委員会は、当社の独立性要件を満たす独立社外取締役または独立社外監査役計 3 名以上の独立委員で構成されます。なお、本対応方針の導入時に就任予定の独立委員 3 氏の氏名および略歴は別紙 2 のとおりです。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。

これらの場合には、後記（3）記載の大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するか、当該大規模買付行為に疑義や問題点があるかを判断するについて、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考に、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定するものとします。これらの場合には、大規模買付者の大規模買付行為にかかる提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および当社監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙3に記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を考慮した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

(3) 大規模買付行為に対する対抗措置および発動要件

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および当社監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様の意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は（2）と同様です。

- ① 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付を行う場合
 - （i）当社株式を買い占め、その株式について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - （ii）会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - （iii）会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - （iv）会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

（４）対抗措置発動後の停止等

当社取締役会は、本対応方針に基づいて対抗措置を発動することを決定した後であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、②対抗措置を発動する決定の基礎となった事実関係等に変動が生じ、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないとの判断に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を停止することができるものとします。例えば、無償割当てにより新株予約権を発行した場合に、上記①又は②の事由が生じたときは、新株予約権の効力発生日までであれば当該新株予約権の無償割当てを中止し、当該新株予約権の無償割当ての効力発生後であれば当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに当社が無償で新株予約権を取得することで、対抗措置の発動を停止することができるものとします。また、対抗措置の発動の停止を行う場合には、当社株主の皆様に対し、直ちに必要な情報開示を行います。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に应じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記３．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守されているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。その場合、対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙3に記載の新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要が生じることがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。前記3.（4）のとおり、本対応方針に基づき新株予約権の無償割当てを決議した場合でも、大規模買付者による大規模買付行為の撤回、大規模買付行為の条件変更等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、平成28年12月31日現在の大株主の状況は58頁に記載のとおりです。

5. 本対応方針の有効期限等

（1）本対応方針の導入

本対応方針の導入については、当社株主の皆様の意思を反映すべく、本総会における決議によりご承認いただきます。本総会において本対応方針の承認に関する議案が承認されない場合、本対応方針は導入されません。

（2）本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、本総会において、本対応方針の継続について当社株主の皆様のご承認が得られた場合は、本総会の日から3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることになります。また、本対応方針は、その有効期間中であっても、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値・株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。当社取締役会は、本対応方針の有効期間中に本対応方針を修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。本対応方針を修正することを決定した場合は、その旨を速やかにお知らせします。なお、本対応方針は、平成29年2月13日現在施行されている法令を前提としており、同日以後の法令の改廃がなされ、本対応方針に修正を加える必要が生じた場合には、適宜本対応方針の文言を読み替えるものとします。

本対応方針の有効期間は、本総会の日から3年間となりますが、当社取締役の任期は1年間となっておりますので、有効期間中でも毎年の取締役選任手続きを通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様の意思を反映させることができるものとなっております。

6. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（1）株主共同の利益の確保・向上目的による導入

本対応方針は、「1. 大規模買付ルールの必要性と本対応方針の目的」で記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

（3）独立委員会による判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外役員によって組織された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、独立委員会の判断の概要については当社株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

（4）株主意思の重視

本対応方針は、本総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更して継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針は、株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従って、本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

さらに、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

以 上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社の独立性要件を満たす独立社外取締役または独立社外監査役から選定された3名以上の独立委員で構成される。独立委員の任期は、選定された日から買収防衛策の有効期間満了の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容に理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会が作成した代替案の検討
- ⑤ 無償割当てによる新株予約権の発行を含む対抗措置の発動の要否および内容
- ⑥ 対抗措置発動につき株主総会決議による株主意思確認の要否
- ⑦ 対抗措置発動後の停止
- ⑧ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑨ その他大規模買付ルール、対抗措置、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

【ご参考】 独立委員会の活動内容

当社は、買収防衛策の導入以来、年４回（計４１回）の独立委員会を開催し、買収防衛策の見直しに関する議論を行うとともに、当社の経営方針、財務状況、事業内容等を共有し、独立委員会の有事の判断に関する機能性を確保しております。

直近の活動内容は、以下のとおりです。

（2016年度の活動内容）

開催回数	委員の出席状況	主な内容
４回開催	100%	・第62期末業績報告の件 ・新中期経営計画（ＡＧＰ2020）の件 ・第62期末の株主構成の件 ・国内・海外株主とのエンゲージメントの件 ・買収防衛策更新検討の件

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】 田中 克郎（たなか かつろう）

【略歴】 昭和20年 6 月 5 日生

昭和45年 4 月 弁護士登録

平成 2 年10月 TMI 総合法律事務所開設 代表パートナー（現任）

平成23年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授（平成25年 9 月退任）

平成24年 6 月 株式会社鹿児島銀行監査役（社外）（平成27年 9 月退任）

平成25年 6 月 当社取締役（社外）（現任）

平成27年10月 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）、現在に至る

【氏名】 梶原 謙治（かじわら けんじ）

【略歴】 昭和24年 1 月14日生

昭和46年 4 月 住友商事株式会社入社

平成 6 年 2 月 英国住友商社会社営業第一部長

平成10年 7 月 米国住友商社会社ヒューストン支店長

平成11年 4 月 住友商事株式会社理事・米国住友商社会社ヒューストン支店長

平成12年 5 月 同社理事・米国住友商社会社副社長兼COO兼事業開発部門長

平成15年 4 月 同社執行役員・消費流通事業本部長

平成17年 4 月 同社執行役員・ライフスタイル・リテイル事業本部長

平成18年 4 月 同社常務執行役員・中部ブロック長

平成21年 4 月 同社専務執行役員・中国総代表兼中国住友商事グループCEO
兼北京事務所長兼中国住友商社会社社長

平成24年 4 月 同社顧問（平成27年 6 月退任）

平成26年 6 月 当社取締役（社外）、現在に至る

【氏名】 柏木 斉（かしわき ひとし）

【略歴】 昭和32年 9 月 6 日生

昭和56年 4 月 株式会社日本リクルートセンター
（現株式会社リクルートホールディングス）入社
平成 6 年 4 月 株式会社リクルート
（現株式会社リクルートホールディングス）財務部長
平成 9 年 6 月 同社取締役
平成13年 6 月 同社取締役兼常務執行役員
平成15年 4 月 同社代表取締役兼常務執行役員（ＣＯＯ）
平成15年 6 月 同社代表取締役社長兼ＣＯＯ
平成16年 4 月 同社代表取締役社長兼ＣＥＯ
平成24年 4 月 同社取締役相談役（平成26年 6 月退任）
平成24年12月 サントリー食品インターナショナル株式会社取締役（社外）（平成27年 3 月退任）
平成27年 8 月 当社顧問
平成28年 3 月 当社取締役（社外）（現任）
平成28年 5 月 株式会社松屋取締役（社外）、現在に至る

上記の3氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。したがいまして、当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

以 上

無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める価額とする。ただし、後記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 取得条項

新株予約権については、上記6.の行使条件により新株予約権の行使が認められない者（非行使権者）以外の者（当社取締役会の承認を得て非行使権者から新株予約権を譲り受けた者を含む）が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めることができる。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非行使権者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとする。

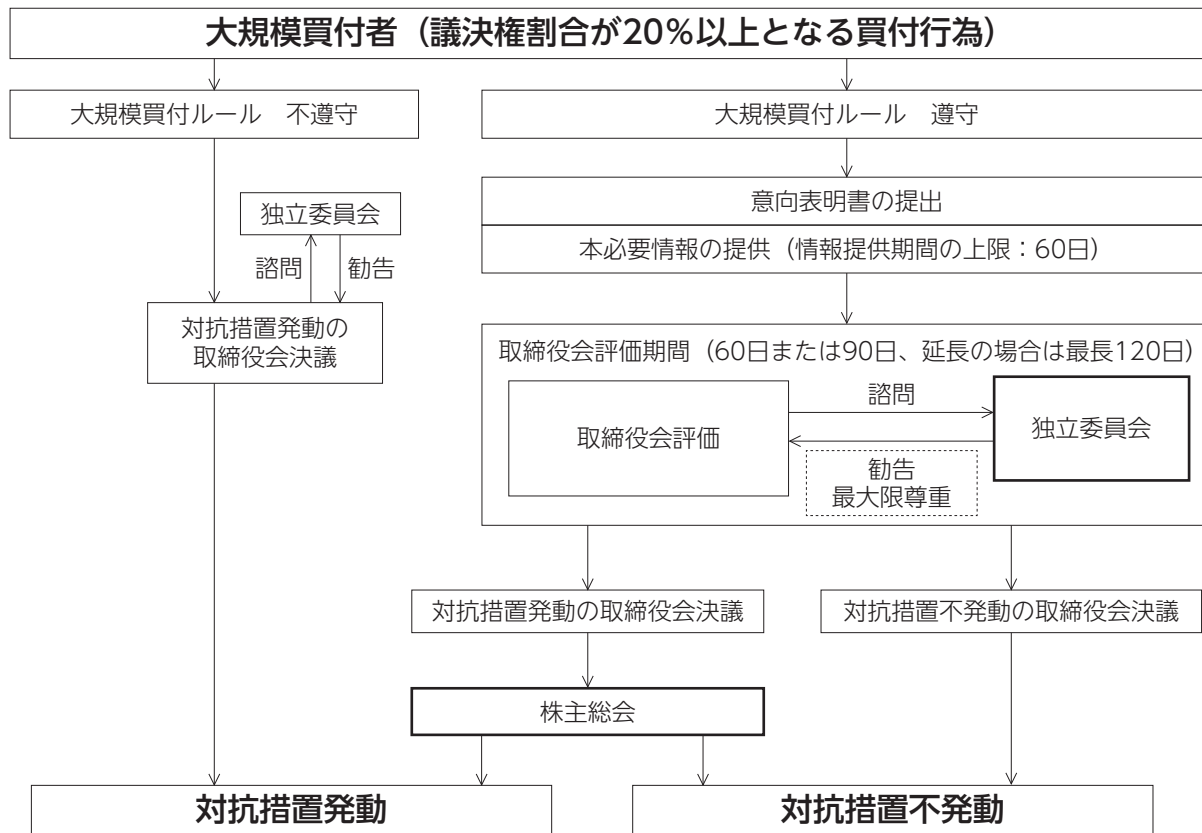
8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

別紙 4

本対応方針のスキーム



上記のスキームは、株主の皆様へのご説明のため、本対応方針を図式化したものです。本対応方針の正確な内容は、本文をご参照ください。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりや、日常でのスポーツ用品利用の拡大を背景に、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP)2020」に基づき、グローバルレベルでの事業のさらなる躍進に向けて、始動しました。

ランニングでは、ブランド価値の向上を目指しました。当社史上最軽量かつ優れたクッション性を有するミッドソール素材「FlyteFoam」を搭載したランニングシューズ「DynaFlyte」を市場投入しました。また、同商品はアメリカのランニング専門誌「COMPETITOR MAGAZINE」の「2016年ベストデビュー賞」を受賞しました。さらに、ランニングをライフスタイルに取り入れ楽しむファンランナーに向けて、機能性とデザイン性を融合させたランニングシューズ「fuzeX」を市場投入しました。加えて、東京をはじめとする世界各地のマラソン大会への協賛や、ヨーロッパの最高峰・モンブラン山周辺のコースで競うトレイルランニングイベント「ASICS BEAT THE SUN 2016」を主催しました。

トレーニングでは、顧客基盤の拡大を図りました。アメリカやブラジルなどではアクティブな女性たちをターゲットとしたフィットネスイベントを行いました。加えて、フィットネスクラブやトレーニングジムなどで使える軽量でやわらかい女性向けフィットネスシューズコレクションを販売しました。

コアパフォーマンススポーツでは、ブランド価値向上に努めました。2016年からの5年間、国際バレーボール連盟とオフィシャルサポーター契約を結びました。また、JOC・JPCゴールドパートナー（スポーツ用品）として、第31回オリンピック競技大会(2016/リオデジャネイロ)・リオ2016パラリンピック競技大会では、日本代表選手団への商品提供・サポートを行いました。また、オランダ、ウルグアイの代表選手団など全競技で23チームへの商品提供・サポートを行いました。テニスでは高機能テニスシューズ「GEL-SOLUTION SPEED 3」を市場投入しました。マーケティング活動の一環として「チャイナオープン」への協賛を行いました。

ライフスタイルでは、アシックスタイガーとオニツカタイガーのブランド認知、価値向上に努めました。アシックスタイガーブランドでは、常に進化を追求するスポーツライフスタイルブランドを表現するためブランドロゴとカラーを刷新し、ブランドの世界観の発信拠点として、世界初の直営店を大阪にオープンしました。オニツカタイガーブランドでは、オニツカタイガーストラップの50周年を記念したキャンペーンをグローバルで展開したのに加え、韓国に旗艦店をオープンしました。

アシックスブランドにおいても、直営店の拡大を通じて、お客様とのつながりを強化し、売上拡大に努めました。お客様のブランド体験をさらに高められるよう、アプリケーションと連動するデジタルモニターが設置され、フィットネス施設が併設された新コンセプトの直営店をベルギーにオープンしました。アシックスグループブランドの直営店舗数は、全世界で867店となりました。

また、女性や若年層を中心とした新たなお客様の取り込み強化を図るとともに、お客様との直接的なコミュニケーションの加速化を目指し、フィットネス・トラッキング・アプリ「Runkeeper」を全世界で運用する米国 FitnessKeeper, Inc.を買収しました。さらに、デジタル技術を通してお客様のスポーツライフを充実させるべく「グローバルデジタル統括部」を新設し、その開発拠点をボストンに置きました。加えて、イノベーションの創出をさらに加速させるため、投資子会社として、アシックス・ベンチャーズ株式会社を設立しました。

その他、南米地域、中東地域、アジア地域における販売・ブランド強化を目的とし、ペルー、チリ、アラブ首長国連邦、タイにそれぞれ現地法人を設立しました。

国内事業では、販売強化、意思決定の迅速化による収益性の改善を目指し、アシックスジャパン株式会社は、その子会社であるアシックス販売株式会社を吸収合併しました。また、スポーツ振興を通じた地域・社会貢献やブランドの価値向上などを目的とし、学校法人早稲田大学と、組織的連携に関する基本協定を締結し、オリジナル商品などを揃えた「アシックスキャンパスストア早稲田」をオープンしました。また、国内外のスポーツイベントにあわせて店舗外観や商品構成が変化する提案型直営店舗「アシックスステーションストア品川」をオープンしました。加えて、お客様との直接的なコミュニケーションを重視したマーケティング活動を目的として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と包括的業務提携を行いました。

JOC・JPCゴールドパートナー（スポーツ用品）としての活動では、全ゴールドパートナー15社合同でJR山手線にて「リオ2016オリンピック・パラリンピック がんばれ！ニッポン！®号」を運行させ、日本代表選手団を応援しました。

また、ダイバーシティの社内浸透、女性社員のキャリア意識向上を目的に、経営陣のパネルディスカッション「マネジメントの考えるダイバーシティ」や、女性社員向けのキャリア研修を開催しました。

さらに、ニューヨークシティマラソンに向けたチャリティ活動「アシックスエクストラマイルキャンペーン」として、NPOの「Girls on the Run」にシューズを寄贈しました。加えて、国内では、東日本大震災の復興支援を継続するとともに、熊本地震に対する支援活動も行いました。

また、当社は、その企業活動が評価され、インターブランド社の「Japan's Best Global Brands 2016」において、過去最高順位の17位に選定されました。さらに、世界の代表的な社会的責任投資指標である「FTSE 4 Good Global Index」の対象銘柄に初めて選定されたのに加え、同じく代表的指標「Dow Jones Sustainability Indices」の「Asia/Pacific Index」対象銘柄に2年連続で選定されました。

当連結会計年度における売上高は399,107百万円と前年同期間比6.9%の減収となりました。このうち国内売上高は、スポーツウエアが低調であったものの、ランニングシューズ、オニツカタイガーシューズおよびアシックスタイガーシューズなどが好調に推移したため、101,560百万円と前年同期間比0.3%の増収となりました。海外売上高は、ランニングシューズについては、東アジア地域およびオセアニア/東南・南アジア地域で好調に推移したほか、欧州地域についても堅調でした。オニツカタイガーシューズについても東アジア地域を中心に堅調でした。また、アシックスタイガーシューズについては欧州地域を中心に好調でした。しかしながら、米国が低調であったこと、大幅な円高の影響などにより、297,546百万円と前年同期間比9.1%の減収となりました。

売上総利益は為替換算レートの影響などもあり176,543百万円と前年同期間比3.1%の減益、販売費及び一般管理費は、広告宣伝費の減少および為替換算レートの影響などにより、151,070百万円と前年同期間比2.3%の減少となりました。その結果、営業利益は25,472百万円と前年同期間比7.2%の減益となりましたが、経常利益につきましては為替差損の減少などにより23,408百万円と前年同期間比3.9%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期間に国内事業の構造改革のための一時的な損失を計上したことなどにより、15,566百万円と前年同期間比52.1%の増益となりました。

売上高

399,107百万円

(前年同期間比 6.9%減)

営業利益

25,472百万円

(前年同期間比 7.2%減)

経常利益

23,408百万円

(前年同期間比 3.9%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

15,566百万円

(前年同期間比 52.1%増)

セグメント情報

■ 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、世界本社として主に経営管理および商品開発を行っております。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においてはアシックスジャパン株式会社およびその他の国内法人が、海外においては米州・欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域を、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.およびアシックスアジアPTE.LTD.、亞瑟士(中国)商貿有限公司およびアシックスコリアコーポレーションが、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」（中近東・アフリカを含む）、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を販売しており、「その他事業」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

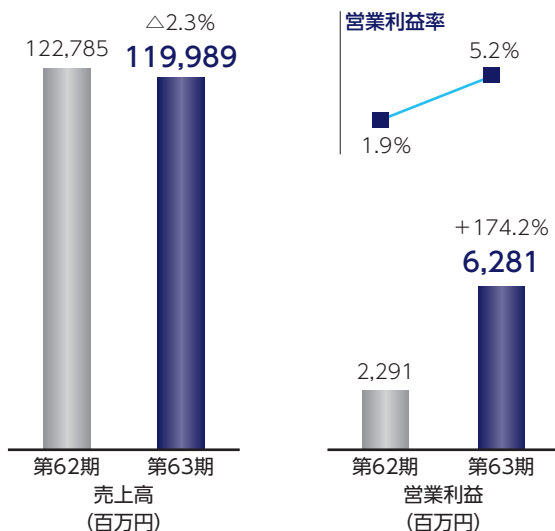
平成27年12月31日付でアシックスコリアコーポレーションは、ホグロフスコリアコーポレーションを吸収合併し、平成28年1月1日付でアシックスジャパン株式会社は、ホグロフスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

上記組織変更に伴い、当連結会計年度より「日本地域」および「東アジア地域」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を当社の子会社であるホグロフスABより購入し、それぞれの地域で販売しております。

なお、前連結会計年度および当連結会計年度の報告セグメントを、それぞれの比較対象となる期間と同条件で作成することは実務上困難であり、また、その重要性に鑑み、当該情報については開示を行っておりません。

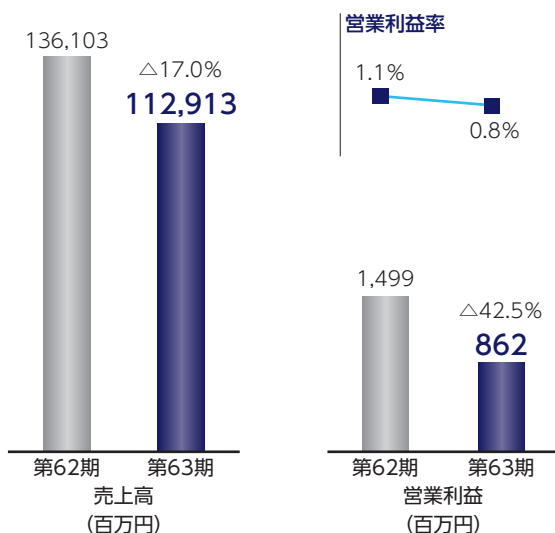
報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

日 本 地 域



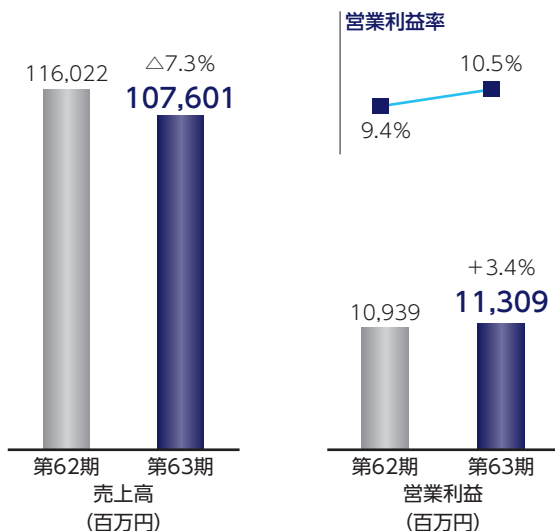
日本地域におきましては、売上高はランニングシューズ、オニツカタイガーシューズおよびアシックスタイガーシューズが好調であったものの、内部取引である仲介貿易の減少などにより119,989百万円(前年同期間比2.3%減)となりました。セグメント利益につきましては、国内事業の構造改革の一環として、収益性の低い商品群の縮小・撤退および組織構造のスリム化を推進した結果、6,281百万円(前年同期間比174.2%増)となりました。

米 州 地 域



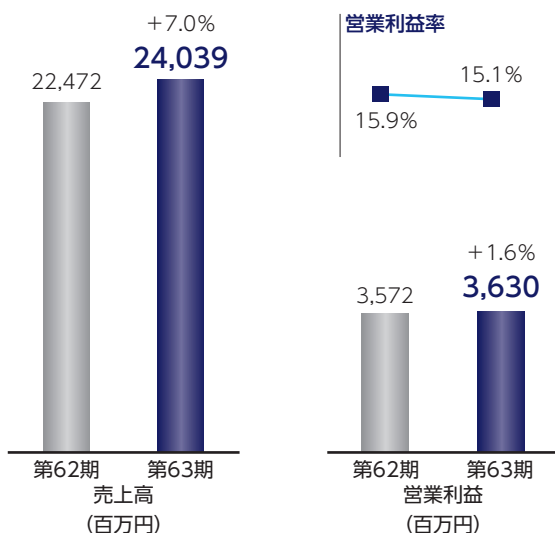
米州地域におきましては、米国における小売市場の変化と競争の激化などの影響に加え、為替換算レートの影響により、売上高は112,913百万円(前年同期間比17.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合9.0%減)となり、セグメント利益につきましては広告宣伝費などの経費削減に努めたものの、862百万円(前年同期間比42.5%減、前年度の為替換算レートを適用した場合36.3%減)となりました。

欧州地域 (E M E A)



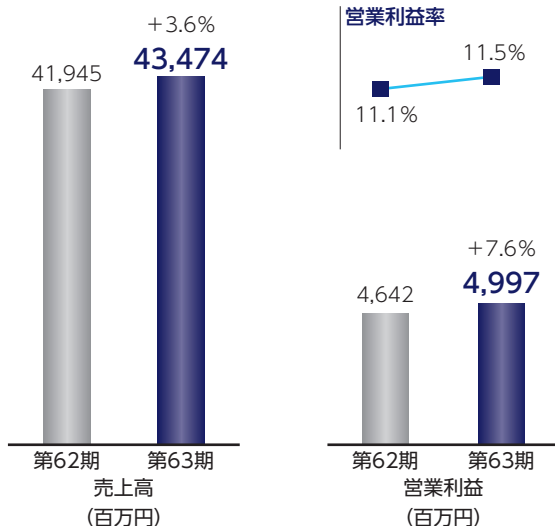
欧州地域におきましては、ランニングシューズが引き続き堅調に推移したほか、アシックスタイガーシューズが好調でしたが、為替換算レートの影響により、売上高は107,601百万円(前年同期間比7.3%減、前年度の為替換算レートを適用した場合2.8%増)となりました。セグメント利益につきましては売上総利益率の改善などにより11,309百万円(前年同期間比3.4%増、前年度の為替換算レートを適用した場合14.6%増)となりました。

オセアニア/東南・南アジア地域



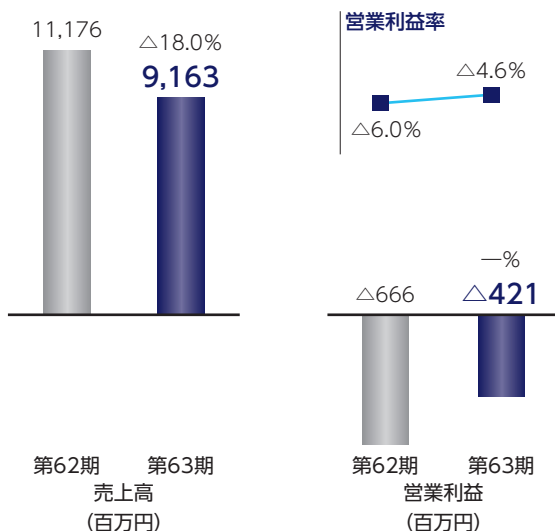
オセアニア/東南・南アジア地域におきましては、引き続きランニングシューズが好調であったため、売上高は24,039百万円(前年同期間比7.0%増、前年度の為替換算レートを適用した場合19.2%増)となりました。セグメント利益につきましては増収効果により3,630百万円(前年同期間比1.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合13.1%増)となりました。

東アジア地域



東アジア地域におきましては、特に中国子会社で引き続きランニングシューズおよびオニツカタイガーシューズなどが好調であったことにより、売上高は43,474百万円(前年同期間比3.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合18.4%増)となりました。セグメント利益につきましては増収効果により4,997百万円(前年同期間比7.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合24.2%増)となりました。

その他事業（ホグロフス）



その他事業におきましては、ホグロフスブランドのアウトドアシューズが好調であったものの、アウトドアウエアなどが低調であったことおよび為替換算レートの影響により、売上高は9,163百万円(前年同期間比18.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合8.3%減)となり、セグメント損失は421百万円となりました。

製品および商品等分類別の状況

【スポーツシューズ類】

国内でランニングシューズ、オニツカタイガーシューズおよびアシックスタイガーシューズなどが好調に推移しました。海外ではランニングシューズが東アジア地域およびオセアニア/東南・南アジア地域で好調に推移したほか、欧州地域についても堅調でした。オニツカタイガーシューズについても東アジア地域を中心に堅調でした。また、アシックスタイガーシューズについては欧州地域を中心に好調でした。しかしながら、米国が低調であったこと、為替換算レートの影響により、売上高は329,649百万円（前年同期間比4.7%減、前年度の為替換算レートを適用した場合3.4%増）となりました。

【スポーツウエア類】

全般的に低調であったことに加え、為替換算レートの影響により、売上高は51,166百万円（前年同期間比16.9%減、前年度の為替換算レートを適用した場合11.2%減）となりました。

【スポーツ用具類】

国内で収益性の低い商品群の撤退を行ったこと、および為替換算レートの影響により、売上高は18,291百万円（前年同期間比12.1%減、前年度の為替換算レートを適用した場合8.3%減）となりました。

分類別売上高

分	類	売 上 高	増 減 率	構 成 比
スポーツシューズ類	国 内	71,015 百万円	7.1 %	17.8 %
	海 外	258,633	△7.5	64.8
	計	329,649	△4.7	82.6
スポーツウエア類	国 内	20,058	△12.9	5.0
	海 外	31,107	△19.4	7.8
	計	51,166	△16.9	12.8
スポーツ用具類	国 内	10,486	△11.6	2.6
	海 外	7,805	△12.7	2.0
	計	18,291	△12.1	4.6
合 計	国 内	101,560	0.3	25.4
	海 外	297,546	△9.1	74.6
	計	399,107	△6.9	100

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9,910百万円となりました。このうち主なものは、直営店の新規出店、グローバルな事業展開を支援する基幹システム、および自社工場の増改築などであります。

(3) 資金調達の状況

社債償還資金、長期借入金返済資金ならびに当社グループにおける運転資金等に充当するため、第1回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)を発行し、20,000百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

(I) 会 社 の 経 営 の 基 本 方 針

当社グループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学「健全な身体に健全な精神があればしー"Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technologyースポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行っております。

(II) 目 標 と す る 経 営 指 標

当社グループは、2020年12月期に目標とする連結ベースの経営指標として、売上高7,500億円以上、営業利益率10%以上、ROE（株主資本当期純利益率）15%以上を目指しております。

売上高

7,500億円以上

営業利益率

10%以上

ROE

15%以上

(Ⅲ) 対 処 す べ き 課 題

当社グループは、目まぐるしく変化するグローバルの経営環境よりもさらに迅速に自ら変革し、成長するための中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」に基づき、以下のとおり取り組みます。

①事業領域（ビジネスドメイン）

・アスレチックスポーツ事業領域 ・スポーツライフスタイル事業領域 ・健康快適事業領域

②コア戦略

(i) DTCマインドへの転換

・商品企画から販売まですべてのプロセスを、お客様と直接的なコミュニケーションが可能なDTC起点に転換する

(ii) 顧客基盤の拡大

・新たなお客様（女性、若者、新興国）を理解し、開拓する
・従来のスポーツシーンだけでなく、ライフスタイルシーンでも選ばれるブランドになる

(iii) 一貫したブランディング

・全世界で一貫したブランドをお客様へ伝え、情緒的なつながりを深める

(iv) 差別化されたイノベーションの創出

・お客様のライフスタイルや体験に大きな変化をもたらす革新的な商品・サービス・プロセスを創出する

(v) デジタルを通じたスポーツライフの充実

・デジタルの力を活用し、お客様がスポーツから得る充実感を高める

(vi) 卓越したオペレーションの追求

・従来の業務プロセスを変革し、データに基づいた意思決定により収益性を高め、持続的な成長を実現する
・開発生産体制を変革し、社会と環境の持続可能な発展を支える

(Ⅶ) 個人とチームの成長

・お客様に期待を上回る価値を届けるため、個人およびチームの能力を高める

③カテゴリー戦略

(i) ランニング

・イノベーションを起こし続け、ランナーそれぞれの目標や憧れを実現し、幅広い層のランナーの心をつかむ
・世界各地で市場シェア2位以上を目指す

(ii) トレーニング

・ランニングで培った知見やブランド力を活用し、イノベーションを通じてお客様のトレーニングに対するモチベーションの向上に貢献し、多様なお客様の心をつかむ

(iii) コアパフォーマンススポーツ

- ・グローバル戦略カテゴリーのイノベーションに集中し、スポーツファンの心をつかむ
- ・リージョナルカテゴリーの価値を最大限に活かし、ビジネスを効率化しながらブランドの価値を向上させる

(iv) ライフスタイル

- ・日本発のスポーツブランドとして、当社が築いてきたヘリテージをコアとする
- ・トレンドの先端を担い高感度な若者の心をつかむ
- ・アシックスタイガーとオニツカタイガーの両ブランドを通してASICSストライプの認知とイメージを高める

(v) アウトドア（ホグロフス）

- ・アウトドアの進化をリードし、グローバルのプレミアムアウトドアブランドとして規模を拡大する

(vi) 健康快適

- ・スポーツで培った知的技術を用いた独自の商品・サービスで、人々の健康維持・増進や安全・安心をサポートする
- ・将来的なグローバル展開を視野に入れて、日本でビジネスを拡大、成長させる本社機能の強化および各地域戦略

④本社機能の強化および各地域戦略

(i) 本社機能の強化

- ・各機能別組織をグローバルで統括し、機能別の戦略立案と意思決定を主導する
- ・グローバルで迅速かつ透明性を持ったレポート体制を構築し、グループ全体のガバナンスとリスク管理を徹底する
- ・グループ全体で成功事例と失敗事例の共有を推進する

(ii) 地域戦略

- ・日本、米州、EMEA、中華圏、韓国、オセアニア、東南アジア・南アジアの7極に分け、各地域でAGP2020の目標達成のため戦略を実行する

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ダイバーシティの推進



One Team

“違いを活かす、高め合う。”

当社は、ダイバーシティのビジョンとして、多様な「人財」が、最大限能力を発揮できる企業文化の中でイキイキと働き、会社の持続的な成長に貢献することを掲げています。また、女性活躍については、2020年までに女性管理職率10%以上、全ての統括部に女性管理職がいることを目指しております。

ダイバーシティの重点目標

- 1 意識改革・ダイバーシティの社内浸透と情報開示
- 2 多様な人財を活用し、イノベーションの原動力とする
- 3 多様な社員が最大限能力を発揮できる文化・環境の醸成

Topics

ダイバーシティ推進の取り組み

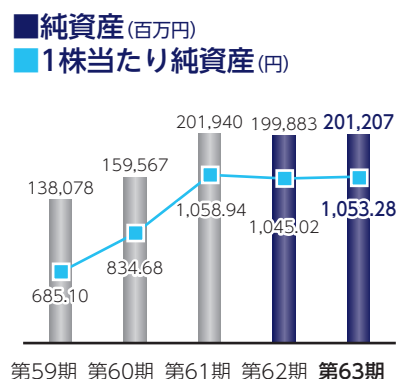
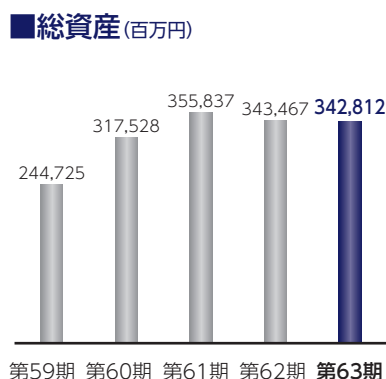
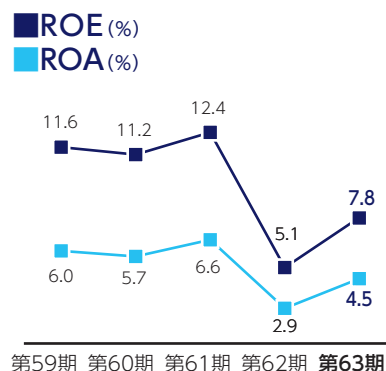
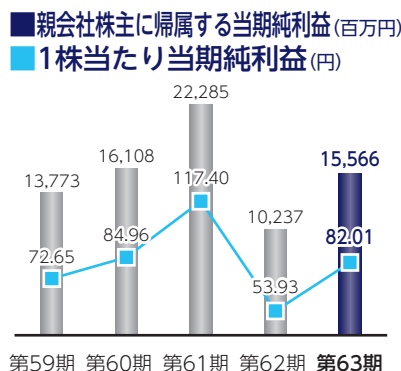
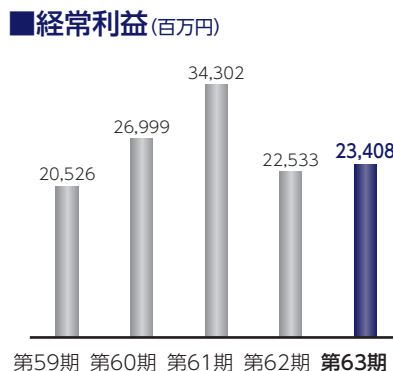
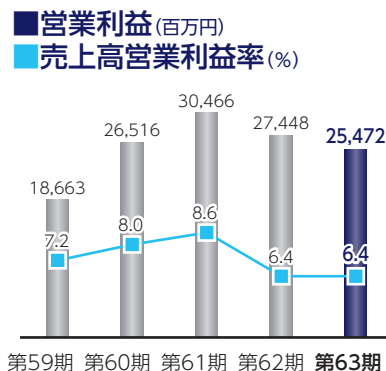
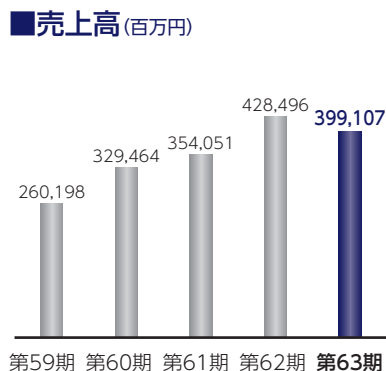
経営陣のパネルディスカッション「マネジメントの考えるダイバーシティ」や、女性社員向けの「キャリア研修」を開催するなど、ダイバーシティの社内浸透、女性社員のキャリア意識向上に努めました。



(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第59期 (平成24年 4 月 1 日～ 平成25年 3 月31日)	第60期 (平成25年 4 月 1 日～ 平成26年 3 月31日)	第61期 (平成26年 4 月 1 日～ 平成26年12月31日)	第62期 (平成27年 1 月 1 日～ 平成27年12月31日)	第63期 (当連結会計年度) (平成28年 1 月 1 日～ 平成28年12月31日)
売 上 高 (百万円)	260,198	329,464	354,051	428,496	399,107
営 業 利 益 (百万円)	18,663	26,516	30,466	27,448	25,472
売上高営業利益率 (%)	7.2	8.0	8.6	6.4	6.4
経 常 利 益 (百万円)	20,526	26,999	34,302	22,533	23,408
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,773	16,108	22,285	10,237	15,566
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 72 65	円 銭 84 96	円 銭 117 40	円 銭 53 93	円 銭 82 01
R O E (%)	11.6	11.2	12.4	5.1	7.8
R O A (%)	6.0	5.7	6.6	2.9	4.5
総 資 産 (百万円)	244,725	317,528	355,837	343,467	342,812
純 資 産 (百万円)	138,078	159,567	201,940	199,883	201,207
1 株 当 た り 純 資 産	円 銭 685 10	円 銭 834 68	円 銭 1,058 94	円 銭 1,045 02	円 銭 1,053 28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 第61期は決算期変更の経過期間であったことから、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。



注) 第61期は決算期変更の経過期間であつたことから、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間(平成26年4月1日～平成26年12月31日)、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間(平成26年1月1日～平成26年12月31日)を連結対象期間とした変則的な決算となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社グループは、当社および子会社54社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造および販売を主な事業内容としております。

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
1	アシックスジャパン株式会社	90百万円	100%	スポーツ用品等の販売および日本の子会社の統括
2	アシックスアメリカコーポレーション	123,000千米ドル	※100	スポーツ用品等の販売および米州の子会社の統括
3	アシックスブラジルリミターダ	195,000千レアル	※100	スポーツ用品等の販売
4	アシックスヨーロッパB.V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社の統括
5	アシックスオセアニアPTY.LTD.	2,000千豪ドル	100	スポーツ用品等の販売
6	アシックスアジアPTE.LTD.	20,000千シンガポールドル	65	スポーツ用品等の販売
7	アシックスコリアコーポレーション	9,759百万ウォン	100	スポーツ用品等の販売
8	亞瑟士（中国）商貿有限公司	96,228千元	※100	スポーツ用品等の販売
9	ホグロフスA B	5,000千スウェーデンクローナ	100	アウトドア用品の製造および販売
10	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
11	アシックスアパレル工業株式会社	90百万円	100	スポーツウエア等の製造

- (注) 1. ※印の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。
2. アシックスジャパン株式会社は、平成28年1月1日付で、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造および販売

スポーツシューズ類	ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、ライフスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等
スポーツウェア類	トレーニングウェア、アスレチックウェア、スクールスポーツウェア、ベースボールウェア、スイムウェア、ライフスタイルウェア、アウトドアウェア等
スポーツ用具類	ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、サポーター、陸上競技用機器等

(8) 主要な営業所および工場

①当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市

②重要な子会社

会 社 名	所 在 地
ア シ ッ ク ス ジ ャ パ ン 株 式 会 社	東京都江東区
アシックスアメリカコーポレーション	米国
ア シ ッ ク ス ブ ラ ジ ル リ ミ タ ー ダ	ブラジル
ア シ ッ ク ス ヨ ー ロ ッ パ B.V.	オランダ
ア シ ッ ク ス オ セ ア ニ ア PTY.LTD.	オーストラリア
ア シ ッ ク ス ア ジ ア PTE.LTD.	シンガポール
アシックスコリアコーポレーション	韓国
亞 瑟 士 (中 国) 商 貿 有 限 公 司	中国
ホ グ ロ フ ス A B	スウェーデン
山 陰 ア シ ッ ク ス 工 業 株 式 会 社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	福井県越前市

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
日 本 地 域	1,596名 [1,114名]	81名増 [97名増]
米 州 地 域	1,757名 [286名]	154名増 [44名増]
欧 州 地 域	1,406名 [224名]	140名増 [4名増]
オセアニア地域 / 東南・南アジア	266名 [117名]	51名増 [25名増]
東アジア地域	887名 [61名]	214名増 [21名増]
そ の 他 事 業	166名 [9名]	38名減 [2名減]
全 社 (共 通) 等	1,786名 [201名]	1名減 [25名減]
合 計	7,864名 [2,012名]	601名増 [164名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 従業員数の主な増加要因は、東アジア地域、米州地域および欧州地域などにおいて直営店等の新規出店を行ったことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,909 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,635
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,615

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 790,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 199,962,991株（うち自己株式10,139,476株）
 (3) 株主数 24,324名（前期末比 841名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,779 千株	5.2 %
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,858	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,049	3.7
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,607	3.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,928	3.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,679	3.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,568	2.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	3,505	1.8
株 式 会 社 み な と 銀 行	3,358	1.8
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2	3,015	1.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
 2. 当社は、自己株式10,139千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 大量保有報告書またはその変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

平成27年1月30日現在（報告日：平成27年2月6日）

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー	11,711	5.86

平成27年5月25日現在（報告日：平成27年6月1日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,858	3.93
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,830	2.42
三 菱 U F J 投 信 株 式 会 社	476	0.24
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	241	0.12

平成27年12月15日現在（報告日：平成27年12月21日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,014	2.51
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	237	0.12
日 興 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	5,910	2.96

平成28年10月14日現在（報告日：平成28年10月21日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,568	2.77
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	538	0.27
ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト O n e 株 式 会 社	7,247	3.61
みずほインターナショナル（Mizuho International plc）	0	0.00

平成28年10月31日現在（報告日：平成28年11月8日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野 村 証 券 株 式 会 社	3,424	1.68
NOMURA INTERNATIONAL PLC	356	0.18
野 村 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	6,701	3.35

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
尾 山 基	代表取締役社長ＣＥＯ	
加 藤 克 巳	取締役常務執行役員・グローバルセールス統括部長 管掌：グローバルセールス統括部	
加 藤 勲	取締役常務執行役員・経営企画室長 管掌：グローバル経理財務統括部、経営企画室、グローバルＳＣＭ推進部	
西 前 学	取締役執行役員 管掌：2020東京オリンピック・パラリンピック室、グローバルＤＴＣ統括部	アシックスジャパン株式会社代表取締役社長
田 中 克 郎	取締役（社外）	弁護士（ＴＭＩ総合法律事務所 代表パートナー） 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）
梶 原 謙 治	取締役（社外）	
花 井 健	取締役（社外）	株式会社ネクスト監査役（社外） 株式会社丸運取締役（社外） 日本精線株式会社取締役（社外）
柏 木 斉	取締役（社外）	株式会社松屋取締役（社外）
井 上 忠 史	常勤監査役	

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
宮 川 圭 治	監査役	リンカーン・インターナショナル株式会社社長
三 原 秀 章	監査役（社外）	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所） アズワン株式会社監査役（社外）
三 屋 裕 子	監査役（社外）	株式会社サイファ代表取締役 藤田観光株式会社取締役（社外） 株式会社パロマ取締役（社外） 公益財団法人日本バスケットボール協会会長

- (注) 1. 監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 各社外取締役、各社外監査役および監査役 宮川圭治氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
3. 平成29年1月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当
加 藤 克 巳	取締役常務執行役員 管掌：グローバルセールス統括部
加 藤 勲	取締役常務執行役員 管掌：グローバル経理財務統括部

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	312 百万円	170 百万円	74 百万円	67 百万円	6名
社外取締役	38	38	—	—	5名
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22	—	—	3名
社外監査役	16	16	—	—	3名

- (注) 1. 支給人員には、平成28年3月25日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって役員を退任した4名が含まれております。
2. 当社は、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末現在、制度廃止までの期間の役員退職慰労金相当額の残高は次のとおりであります。
- 取締役1名 3百万円
3. 株式報酬型ストックオプションには、平成25年6月21日開催の第59回定時株主総会決議に基づき取締役（社外取締役を除く。）に発行した、株式報酬としての第1回から第4回までの新株予約権の当事業年度における費用計上額を記載しております。

②報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬等の額

氏 名	役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション
尾 山 基	取締役	134 百万円	64 百万円	35 百万円	34 百万円

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成25年6月21日開催の第59回定時株主総会において承認された報酬額（年額8億円以内）の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた基本報酬、業績に応じた業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションを決定しております。

なお、取締役の報酬の決定について、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額8,000万円以内）の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性

氏 名	役員区分	出席回数／ 開催回数 (出席率)	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
田 中 克 郎	取締役	取締役会 12回／13回 (92.3%)	国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社は、同氏が代表パートナーを務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委任しておりますが、同事務所の報酬における当社の支払報酬の割合は、当事業年度において1%未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社九州フィナンシャルグループの社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
梶 原 謙 治	取締役	取締役会 13回／13回 (100%)	総合商社の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
花 井 健	取締役	取締役会 13回／13回 (100%)	金融機関およびインターネットサービス業の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、株式会社ネクストの社外監査役ならびに株式会社丸運および日本精線株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。 また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから7年以上が経過しております。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

氏 名	役員区分	出席回数／ 開催回数 (出席率)	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
柏 木 斉	取締役	取締役会 10回／10回 (100%)	情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社グループは、同氏が社外取締役を務める株式会社松屋に当社製品を販売しておりますが、当社の連結売上高における同社との取引金額の割合は、当事業年度において2%未満であり、同社への経済的依存が生じるものではありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
三 原 秀 章	監査役	取締役会 13回／13回 (100%)	公認会計士および税理士としての専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏は、公認会計士三原秀章事務所を経営しておりますが、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。また、当社グループは、同氏が社外監査役を務めるアズワン株式会社に当社製品を販売しておりますが、当社の連結売上高における同社との取引金額の割合は、当事業年度において2%未満であり、同社への経済的依存が生じるものではありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
		監査役会 13回／13回 (100%)	
三 屋 裕 子	監査役	取締役会 13回／13回 (100%)	企業経営およびスポーツビジネスに関する豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はありません。 同氏は、株式会社サイファの代表取締役ならびに藤田観光株式会社および株式会社パロマの社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。 また、当社グループは、同氏が会長を務める公益財団法人日本バスケットボール協会とオフィシャルサプライヤー契約等を締結しております。
		監査役会 13回／13回 (100%)	

- (注) 1. 取締役 柏木斉氏は、平成28年3月25日開催の第62回定時株主総会において就任したため、同日以降に開催された取締役会の出席回数および開催回数を記載しております。
2. 当社は、社外取締役全員（4名）および社外監査役 三原秀章氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準に関する助言業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の一部の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査役会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査役会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

5 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

①内部統制基本方針

当社グループは、企業精神である「アシックススピリット」、「アシックスCSR方針」および「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、会社法および会社法施行規則に基づいて、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

(i) 企業活動の基本方針

当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー"Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technologyースポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

(ii) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査室は、社長CEOの直轄組織とし、単独であるいは監査役と連携して、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、社長CEO、各取締役および監査役に直接報告を行う。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員および使用人ならびにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行う。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行わない。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。

(iii) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役、各業務担当取締役および執行役員に業務執行を行わせる。

代表取締役、各業務担当取締役および執行役員は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行う。

取締役会は、毎月1回定期的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行う。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年とする。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、社長CEO、取締役執行役員および社長CEOが指名した者を出席者とする経営会議を毎月2回定期的に開催する。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

(iv) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置し、定期的なリスクの特定・分析・評価を実施し、リスク対応を行う。リスクマネジメント委員会は、ビジネス戦略に伴う、優先して対応すべきリスクを総括的に管理し、必要な経営資源が割当てられるようにする。

当社グループの役員および使用人は、クライシスマネジメント規程に基づき、危機を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに社長ＣＥＯへ報告を行う。社長ＣＥＯは、クライシスマネジメント規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉および公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮する。

内部監査室は、定期的にリスク管理状況を監査する。

(v) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、情報セキュリティ規程など情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、取締役会ほか決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

(vi) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役、執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任することとする。グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。

グループ会社については、各社の経営計画の承認、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催する。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長ＣＥＯ、各担当取締役および監査役に直接報告を行う。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役および監査役会の職務を補助するため、監査役会の下に監査役室を設置する。

監査役室は、監査役の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査役監査に必要な情報の提供を求めることができる。監査役室は、監査役の指示に基づき、内部監査室および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報共有を補助する。

また、監査役室の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- (viii) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議への出席および当社グループの役員および使用人との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握する。また、監査役は、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役または取締役会から報告を受けることとする。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・グローバル内部通報ラインに通報された事実等

当社グループは、役員および使用人が監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えるとともに、情報提供をした役員および使用人に対しては不利益な取扱を行わない。

当社は、監査役会または監査役からの求めに応じ、監査役の職務の執行について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還ならびに債務の処理を行う。

②内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記のとおり、「内部統制基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。当該基本方針について毎年見直しを行うとともに、適宜取締役会に報告し、より適切な内部統制システムの構築に努めております。また、内部統制システムの運用上の問題点について、是正・改善し、必要に応じて再発防止の取組みを実施いたしました。

取締役会の実効性を高めるため、取締役会規程を改正し上程基準を見直すとともに、会議体の見直しにより、取締役会の権限の一部を経営会議および統括部長へ委譲いたしました。

リスクマネジメントにつきましては、リスクの特定・分析・評価を行い、その結果を平成29年1月に開催したリスクマネジメント委員会にて報告を行うとともに、コンプライアンス状況につきましては、平成29年2月に開催した取締役会にて報告を行いました。

コンプライアンス経営の強化を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、役員・従業員を対象とした集合研修、賄賂・腐敗防止に関するオンライン研修等の教育活動やグローバル内部通報システムの再構築を実施しました。ポスターの掲示およびリーフレットの配布等を通じ、コンプライアンス活動を推進しました。また、情報セキュリティ委員会が中心となり、情報セキュリティに関するオンライン研修や監査を実施するなど、情報セキュリティ強化プロジェクトを推進しました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額
I. 流 動 資 産	251,185
1. 現 金 及 び 預 金	64,485
2. 受取手形及び売掛金	71,519
3. 有 価 証 券	3,947
4. 商 品 及 び 製 品	87,071
5. 仕 掛 品	352
6. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	752
7. 繰 延 税 金 資 産	5,966
8. そ の 他	20,444
9. 貸 倒 引 当 金	△3,354
II. 固 定 資 産	91,626
1. 有 形 固 定 資 産	37,942
(1) 建 物 及 び 構 築 物	16,002
(2) 機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,323
(3) 工 具 、 器 具 及 び 備 品	7,640
(4) 土 地	7,327
(5) リ ー ス 資 産	5,252
(6) 建 設 仮 勘 定	396
2. 無 形 固 定 資 産	27,551
(1) の れ ん	12,383
(2) そ の 他	15,167
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	26,132
(1) 投 資 有 価 証 券	11,499
(2) 長 期 貸 付 金	69
(3) 退職給付に係る資産	0
(4) 繰 延 税 金 資 産	3,294
(5) そ の 他	11,621
(6) 貸 倒 引 当 金	△352
資 産 合 計	342,812

科 目 (負 債 の 部)	金 額
I. 流 動 負 債	68,047
1. 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	22,666
2. 短 期 借 入 金	2,910
3. リ ー ス 債 務	679
4. 未 払 費 用	17,575
5. 未 払 法 人 税 等	1,404
6. 未 払 消 費 税 等	3,154
7. 繰 延 税 金 負 債	2,269
8. 返 品 調 整 引 当 金	339
9. 賞 与 引 当 金	664
10. そ の 他	16,381
II. 固 定 負 債	73,557
1. 社 債	20,000
2. 新 株 予 約 権 付 社 債	30,065
3. 長 期 借 入 金	4,000
4. リ ー ス 債 務	5,254
5. 繰 延 税 金 負 債	5,558
6. 退職給付に係る負債	4,891
7. 資 産 除 去 債 務	1,034
8. そ の 他	2,753
負 債 合 計	141,604
(純 資 産 の 部)	
I. 株 主 資 本	185,316
1. 資 本 金	23,972
2. 資 本 剰 余 金	17,415
3. 利 益 剰 余 金	151,595
4. 自 己 株 式	△7,666
II. その他の包括利益累計額	14,620
1. その他有価証券評価差額金	3,874
2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	12,806
3. 在外子会社資産再評価差額金	55
4. 為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,033
5. 退職給付に係る調整累計額	△82
III. 新 株 予 約 権	180
IV. 非 支 配 株 主 持 分	1,089
純 資 産 合 計	201,207
負 債 ・ 純 資 産 合 計	342,812

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
I	売上高		399,107
II	売上原価		222,598
	返品調整引当金戻入額		297
	返品調整引当金繰入額		263
	売上総利益		176,543
III	販売費及び一般管理費		151,070
	営業利益		25,472
IV	営業外収益		
1.	受取利息	402	
2.	受取配当金	234	
3.	補助金収入	228	
4.	その他の	475	1,340
V	営業外費用		
1.	支払利息	750	
2.	為替差損	1,753	
3.	その他の	900	3,404
	経常利益		23,408
VI	特別利益		
1.	固定資産売却益	7	
2.	投資有価証券売却益	9	17
VII	特別損失		
1.	固定資産売却損	33	
2.	固定資産除却損	139	
3.	減損損失	1,119	1,291
	税金等調整前当期純利益		22,133
	法人税、住民税及び事業税	6,723	
	法人税等調整額	△410	6,312
	当期純利益		15,821
	非支配株主に帰属する当期純利益		254
	親会社株主に帰属する当期純利益		15,566

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額
I. 流動資産	64,204
1. 現金及び預金	43,672
2. 売掛金	4,407
3. 有価証券	2,738
4. 仕掛品	1
5. 原材料及び貯蔵品	134
6. 前払費用	388
7. 関係会社短期貸付金	1,328
8. 未収入金	11,475
9. その他金	58
10. 貸倒引当金	△0
II. 固定資産	89,284
1. 有形固定資産	17,097
(1) 建物	9,919
(2) 構築物	466
(3) 機械装置及び運搬具	84
(4) 工具、器具及び備品	519
(5) 土地	5,607
(6) リース資産	222
(7) 建設仮勘定	277
2. 無形固定資産	6,342
(1) 借地権	48
(2) 商標権	3
(3) ソフトウェア	5,818
(4) リース資産	50
(5) その他	423
3. 投資その他の資産	65,844
(1) 投資有価証券	10,234
(2) 関係会社株式	51,312
(3) 出資金	27
(4) 関係会社出資金	4,050
(5) 従業員に対する長期貸付金	9
(6) 長期前払費用	70
(7) 敷金及び保証金	106
(8) その他	347
(9) 貸倒引当金	△314
資 産 合 計	153,489

科 目 (負 債 の 部)	金 額
I. 流動負債	27,223
1. 支払手形	29
2. 買掛金	250
3. 短期借入金	200
4. 1年内返済予定の長期借入金	1,550
5. 1年内償還予定の社債	5,000
6. リース債務	131
7. 未払金	2,915
8. 未払費用	3,830
9. 繰延税金負債	58
10. 預り金	13,053
11. 設備関係支払手形	4
12. その他	200
II. 固定負債	59,695
1. 社債	20,000
2. 新株予約権付社債	30,065
3. 長期借入金	4,000
4. リース債務	154
5. 繰延税金負債	1,557
6. 退職給付引当金	3,410
7. 資産除去債務	114
8. その他	392
負 債 合 計	86,918
(純 資 産 の 部)	
I. 株 主 資 本	62,701
1. 資本金	23,972
2. 資本剰余金	6,652
(1) 資本準備金	6,000
(2) その他資本剰余金	652
3. 利益剰余金	39,552
(1) その他利益剰余金	39,552
別途積立金	8,000
圧縮積立金	1,373
繰越利益剰余金	30,179
4. 自己株式	△7,475
II. 評価・換算差額等	3,687
1. その他有価証券評価差額金	3,678
2. 繰延ヘッジ損益	9
III. 新株予約権	180
純 資 産 合 計	66,570
負 債 ・ 純 資 産 合 計	153,489

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
I 営業収入					
1. 営業収入等				26,264	
口 イヤルの営業収入等				324	
そ の 他 の					26,589
II 営業費用					26,641
III 営業外収入					△52
1. 受取利息				127	
2. 受取配当金				5,669	
3. 受取賃貸料				325	
4. 移転価格税制調整金				3,976	
5. その他				139	
IV 営業外費用					10,239
1. 支払利息				43	
2. 社債利息				106	
3. 為替差損				4,342	
4. 賃貸収入原価				337	
5. その他				105	
V 経常利益					4,935
1. 投資有価証券売却益					5,250
VI 特別損失					9
1. 固定資産売却損				9	
2. 固定資産除却損				0	
3. 減損損失				13	
				503	
税引前当期純利益					517
法人税、住民税及び事業税				333	
法人税等調整額				1,582	
当期純利益					4,742
					1,916
					2,825

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 アシックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	要 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山	直 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 和	一 馬 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

株式会社 アシックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	要 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山	直 孝 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 和	一 馬 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告の内容及び含まれる会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告の内容及び含まれる会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告の内容及び含まれる会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月20日

株式会社アシックス 監査役会

常 勤 監 査 役	井 上 忠 史	㊞
監 査 役	宮 川 圭 治	㊞
社 外 監 査 役	三 原 秀 章	㊞
社 外 監 査 役	三 屋 裕 子	㊞

以 上

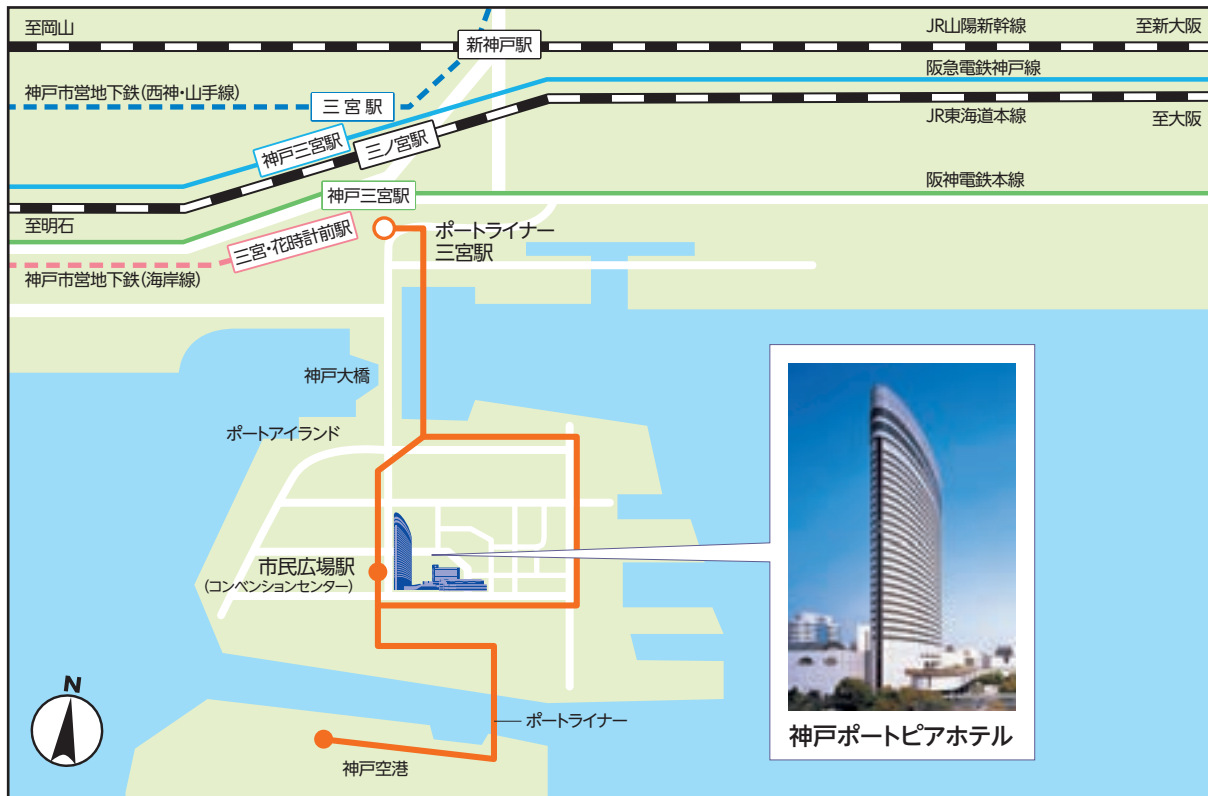
《メモ欄》

第63回 定時株主総会 会場ご案内図

会 場

神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」

神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1 TEL: 078-302-1111



道 順

神戸新交通ポートライナー「三宮駅」から約10分「市民広場（コンベンションセンター）駅」で下車すぐ。



UD FONT

この冊子は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。